

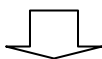
高等学校等就学支援金の 1.5 倍加算の基準の変更について

平成 24 年 6 月
文部科学省

- 高等学校等就学支援金制度では、その年度（4～6 月分は前年度）における保護者等の市町村民税所得割の額の合算が、18,900 円未満である場合には、支給額を 1.5 倍（月額 14,850 円）に加算しています。
- **平成 24 年 7 月分以降の 1.5 倍加算**については、扶養控除の見直しによる影響が生じることから、子ども 2 人（16 歳未満 1 人、16 歳～19 歳未満 1 人）の世帯の場合の影響を考慮し、新たな基準を 51,300 円未満とすることを予定していました。
- しかし、この基準では、子どもの数によって不公平が生じるため、**子どもの数に応じた基準額の設定（【新基準額】参照）を行うこと**としていますので、ご理解のほどよろしくお願いします。
- ※ 2 倍加算は、引き続き、市町村民税所得割が非課税の方が対象です。

【旧基準額】（平成 24 年 6 月分まで）

市町村民税所得割の額：18,900 円未満



【新基準額】（平成 24 年 7 月分以降）

市町村民税所得割の額：18,900 円に①、②の合計を加えた額未満

①16 歳未満の扶養親族の数×21,300 円

②16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×11,100 円

※年齢は、平成 23 年 12 月 31 日現在。

（同年 1 月 1 日～12 月 30 日に死亡した扶養親族は、その死亡の日現在。）

【早見表】（H24.7～H25.6 分の加算の基準）

19 歳未満の扶養親族の数（H5.1.2 以降生まれ）			基準額 （市町村民税所得割額）
	うち 16 歳未満 （H8.1.2 以降生まれ）	うち 16 以上 19 歳未満 （H5.1.2～H8.1.1 生まれ）	
1 人	0 人	1 人	30,000 円未満
	1 人	0 人	40,200 円未満
2 人	0 人	2 人	41,100 円未満
	1 人	1 人	51,300 円未満
	2 人	0 人	61,500 円未満
3 人	0 人	3 人	52,200 円未満
	1 人	2 人	62,400 円未満
	2 人	1 人	72,600 円未満
	3 人	0 人	82,800 円未満

○ 該当者は、

①加算届出書

②保護者の課税証明書（全部事項証明）等

③ 19 歳未満の扶養親族に関する申立書【新規】

④健康保険証の写し（③に記載する扶養親族の人数分）【新規】

を学校に提出する必要があります。

※ 課税証明書は、扶養親族の数の確認のため、記載の省略などをしない全事項証明が必要です

< 申立書イメージ >

(1. 5倍加算支給対象者のみ提出)

平成24年6月20日

19歳未満の扶養親族に関する申立書（平成24年7月～25年6月分）

生徒の保護者等の扶養親族のうち、平成23年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

(注) 保護者による代筆も可能です。同姓の場合は、2人目以降は姓は省略可能です。

16歳以上19歳未満の扶養親族（平成5年1月2日～平成8年1月1生まれ）

	氏 名		生 年 月 日		扶 養 者
1	姓	文科	名	太郎	平成6・2・11 (父・母・その他)
2	姓		名		平成・・ (父・母・その他)
3	姓		名		平成・・ (父・母・その他)
4	姓		名		平成・・ (父・母・その他)

16歳未満の扶養親族（平成8年1月2日以降生まれ）

	氏 名		生 年 月 日		扶 養 者
1	姓		名	次郎	平成10・1・1 (父・母・その他)
2	姓		名	花子	平成15・7・7 (父・母・その他)
3	姓		名		平成・・ (父・母・その他)
4	姓		名		平成・・ (父・母・その他)

生徒の氏名	姓	文科	名	太郎
学校の名称（※）				
	全日制・定時制・通信制（高等学校・中等教育学校の場合）			

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 平成 年 月 日